

議員提出議案第八号

精神障害者に対する福祉手当等福祉制度の改善を求める意見書

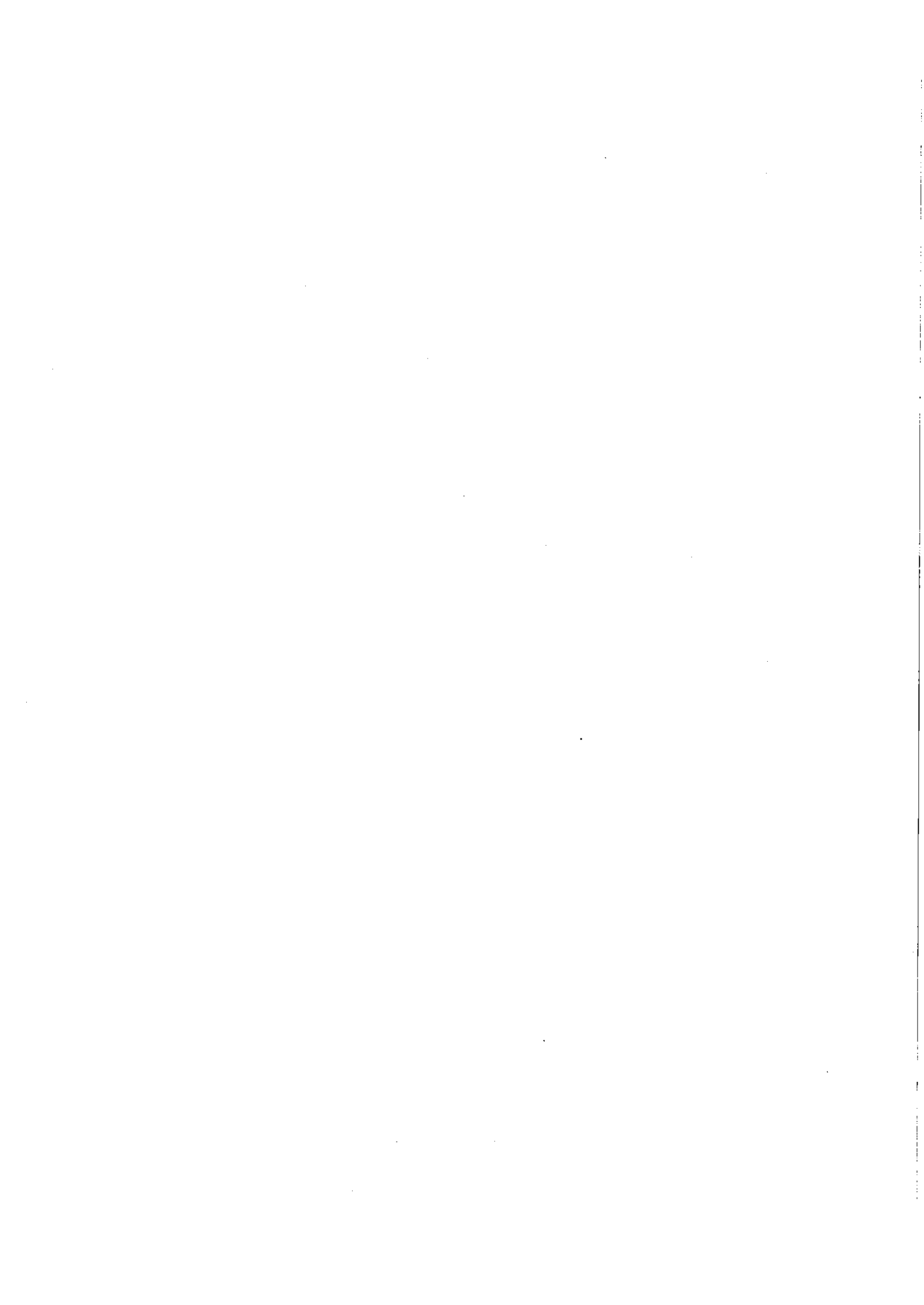
右の議案を提出する。

平成二十二年十二月七日

提出者 杉並区議会議員

杉並区議会議長 小 泉 やすお 様

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大熊	小倉	横田	すぐる	北	渡辺	小野	伊田	河野	太田	大熊
昌巳	順子	政直	奈緒	明範	富士雄	清人	としゆき	庄次郎	哲二	昌巳



精神障害者に対する福祉手当等福祉制度の改善を求める意見書

精神疾患は、誰もが罹りうる極めて普遍的な疾病です。しかし、この疾病のため、精神疾患患者が継続的に働くことが困難であることや、この疾病の「苦しさ、辛さ」などについては、本人及び家族にしかわからない場合が多く、社会一般の理解が正しく得られていない状況にあります。

平成十八年に施行された「障害者自立支援法」で、これまで三つに分かれていた精神、身体、知的障害者に対する法律が、本法律に一本化され集約されました。このことは、身体的障害者の方々と同じように精神障害者も「福祉サービス」の対象となったことを意味しているものであります。しかし、福祉サービスの対象になったにもかかわらず、手当面に關しては精神障害者が取り残されているのが現状です。

精神障害者が地域社会の一員として生活していくなかで、社会復帰の訓練の場である作業所等へ通うことができたとしても、そこでの賃金は極めて低額であります。大多数の精神障害者は、家に引きこもっている現状にあり、「障害基礎年金」ですら支給されていない人も多い状況にあります。

このため、精神障害者には、生活上の困難と不安が拡がっています。このことは、障害者自立支援法本来の目的である障害者の自立を促すことに逆行している現状にあると言わざるを得ません。

現在、国において新たな障害者福祉制度の構築に向けて検討が進められているところであ

ります。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、精神障害者のおかれている現状を十分理解いただき、精神障害者が地域で安心して生活できるような所得保障をはじめとする福祉制度の創設を早急に講ずるよう強く要請するとともに、東京都に対し、精神障害者のおかれている現状を十分理解いただき、現在区市町村で実施している福祉手当の拡充措置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成二十二年十二月七日

杉並区議会議長名

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	厚生労働大臣	東京都知事
-------	-------	--------	--------	-------

あて